県議会議員選挙　告示 3月29日　投票日 4月10日

村長、村議会議員選挙　告示 4月17日　投票 4月24日

この一票

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な意志表示です。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。

みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。統一地方選を前に、公正で明るい選挙を実現するため、わたしたち有権者は正しい心がけをもちたいものです。

不在者投票の活用を

選挙人が投票日当日、やむを得ない事情で投票所へ行って投票することができない場合は、選挙の告示の日から投票日の前日まで不在者投票をすることができます。こういう方は、なるべく早めに不在者投票をするようにしてください。

※やむを得ない事情とは

◎選挙人（有権者）が、自分の投票区の区域外で職務に従事中である場合。（たとえば出張など）

◎選挙人が、やむを得ない用務や事故のため、自分の投票区のある市町村の区域外に旅行中、または滞在中の場合（たとえば、新婚旅行など）

◎選挙人が病気や負傷、妊娠、老衰などのため歩くことが困難な場合。

◎交通が著しく不便な一定の地域に住んでいる場合や滞在中の場合、あるいは職務に従事中の場合。

不在者投票所	横越村役場
不在者の投票期間	県議会議員選挙 3月29日～4月9日 村長、村議会議員選挙 4月17日～4月23日
不在者投票の時間	上記期間中毎日 午前8:30～午後5:00

不在者投票の際は、印鑑と入場券（配布されている場合）をご持参ください。

選挙人名簿縦覧

統一地方選の選挙期日によって満二十才になったもの、および基準日により本村に転入してから三ヵ月以上になったものは、住民基本台帳から選挙人名簿に登録されます。

名簿は次により縦覧に供します。

◎県議会議員選挙
三月二十九日～四月二日まで

◎村長、村議会議員選挙
四月十七日～四月二十一日まで

◎縦覧場所　横越村役場

郵便による不在者投票

郵便による不在者投票ができる者（郵便投票証明書の交付を受けている者）で不在者投票を行おうとする人は、本人が署名した文書により郵便投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を「選挙の期日前四日」までに請求することができます。

県議会議員選挙は四月六日まで、村長、村議会議員選挙は四月二十日までですので早めに請求手続きをすませてください。

選挙事務室開設

横越村選挙管理委員会では県議会議員選挙及び村議会議員・村長選挙の執行に伴い次のとおり選挙事務室を開設いたします。選挙に関する問い合わせなどがありましたら遠慮なくご利用ください。

設置期間
三月十八日から
四月二十五日まで

設置場所
役場第二会議室（二階）

専用電話　二一〇九番

県議選の有権者

	年齢要件	居住要件
県議選の有権者	満20才以上のもの（昭和38年4月11日以前に生れたもの）	3月27日が登録基準日のため、その以前引続き3ヵ月以上（12月27日以前）本村に居住しているもの。転入者は12月27日以前に住民登録の届出をされたもの 以上、年令居住要件を満たしているものが有権者です。なお12月27日以後、県内の市町村から転入されたものは、前住所地で投票することができます。この場合新住所地の市町村長の居住証明書が必要です。
村長・村議選の有権者	満20才以上のもの（昭和38年4月25日以前に生れたもの）	4月15日が登録基準日のため、その以前引続き3ヵ月以上（1月15日以前）本村に居住しているもの。転入者は1月15日以前に住民登録の届出をされたもの。 以上、年令、居住要件とも満たしているものが有権者です。 ※村内転居の方 3月10日以後、村内で転居したものは、前住所地区の投票所で投票をしてください。

県議会議員選挙 立会演説会

四月十日に執行される県議会議員選挙の立会演説会が左に行われます。有権者多数参集されるようお知らせします。

◎日時
四月七日　午後七時

◎場所
横越小学校体育館

統一地方選

責任と自覚で選べ

村長選挙は記号式投票

欄内に正しく○印を

村長選挙の投票は、前回と同じく、記号投票が採用されます。その投票用紙には、候補者の氏名が印刷されています。

※投票記載所には、○の記号をあらわすゴム印と、スタンプ台を備えておきます。

※選挙人は、投票しようとする候補者の上の「○をつける欄」に○をつけます。

※○印を「○をつける欄」以外、または、となりの欄にかかった場合は、無効票、あるいは疑問票となることがありますので○は欄内に正しくつけるようご注意ください。

ただし不在者投票をする場合は従来と同じ記名式を用います。

記号式投票の投票用紙は次の様式を用います。

（例）記号式投票用紙の様式

昭和五十八年四月二十四日執行
横越村長選挙投票

注意
一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつける。
二、○のほかに何も書かないこと○をつける欄

候補者氏名	
甲野三郎	
乙野二郎	
丙野一郎	

三人の氏名は例として記入したものです。

父親は子どものよき相談相手に

ここ数年暖冬に馴れていた所、先月の大雪には〝雪国育ち〟と自負している私もいささか参ったと言うのが本音である。昭和三十六年に次ぐ戦後二番目の大雪だと言う。

諺に「山際の部落から雪が解け始めるのは豊作のしるしである」とか、「彼岸桜の上向きに咲く年は天候順調にして豊作の兆」である等と言われているが、皆さんの今年の予想はいかがですか？何はともあれ豊作である事を願ってやみません。所で相変らず校内暴力とか、少年の暴力ざたがマスコミで報じられており、そのたびにいったい世の中がどうなっているのだろうと思うのは私一人ではないと思います。罪を犯す少年の悪い事は言うに及ばないが、それだけで済まされないと思う。

ある教育評論家が「現代の小学生は五才、中学生は七才高校生は十才、それぞれの年齢より引いた子供と同じ様な考えで行動を取る反面、又、その年令を加えた大人と同じ様な行動もする。」と言ったのには同感である。不良化防止に対し行政面でもいろいろな対策を考え、又学校はそれ以上？に神経をとがらしているのに対して、地域や父兄は協力していないとは言わないが、年度末の卒業期の三月、子供をもつ父親として今一度子供に対して少し反省して見よう。

日常生活に迫われ余り子供との会話の時間がない。等と言って相談相手を母親に押しつけていないだろうか。話の熱心な聞き手になる事があるか、話し合いにおいて、時には子供を追求したり、尋問をしないか、その他、子供の問題となるとさけて通っていないだろうか、と、思うと汗顔のいたりである。

村でも、青少年育成会や村民会議の支部等が活発に動き、学校も道徳教育指定校として懸命である。幸い、今の所当村は心配する様な事はないが、起きてからでは駄目である事を肝に命じお互いに良き子供の相談相手になる様に努力しませんか。

（山崎）

58年度水田転作

目標面積 一五四・一ヘクタール

村独自の推進方策で農家に

目標達成の協力を要請

三年目を迎えた第二期水田利用再編対策事業も、農家は将来の農業に不安を持ちながらも、転作は定着しつつあるようです。

こうした中で、村は二月二十二日農家組合長会議を開き昭和五十八年度水田利用再編対策の基本方針を示し、農家に転作への理解と協力を求め各農家に転作割当目標面積を仮配分しました。

今年の横越村の転作割当目標面積は、前年度より二四・四ha少ない一五四・一haで、これを各農家に一律配分をしたほか、五十七年度に転作面積未達成農家には、更に積み残し分が上積みされて配分されました。

一方、五十八年産米の売渡し限度数量は、うるち米が前年より二、五八八俵（一俵60kg）多い七〇、五七三俵、もち米は前年度と同じ一、四七四俵で、五月下旬頃仮配分される予定です。

村はこの転作割当目標面積の達成と農業所得の向上につながる転作を進めていくために、地域ぐるみの計画転作の推進を基本に、昨年同様村独自の推進方策として、(1)農家組合転作推進事業、(2)転作割当目標達成農家組合推進事業(3)集団転作推進事業、(4)集落毎の互助制度推進事業、それに、水田再編関係事業である土地改良総合整備事業と小規模排水対策特別事業に対して事業費の五%を助成していきます。

4月から新しい保険証に

国民健康保険

現在使用されている国民健康保険証の有効期限は、昭和五十八年三月三十一日までで四月からは、ベージュ色の新しい保険証に更新します。新しい保険証は、三月末に嘱託員を通じお届けします。

古い保険証は、新しいのと引換えに回収しますのでご協力を願います。

新しい保険証が届きましたら被保険者氏名などをよくご覧になって、間違いや、あるいは不明の点がありましたら住民課の国保係にご連絡ください。